



島根県報

平成31年4月26日（金）

号外第62号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

元号を改める政令の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

（総 務 課） 2

公布された条例等のあらまし**◇元号を改める政令の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（規則第48号）**

1 規則の概要

次に掲げる規則の規定の整理

- (1) 島根県行政組織規則
- (2) 島根県県税条例施行規則
- (3) 島根県県税条例施行規則及び特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- (4) 島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則
- (5) 島根県中山間地域研究センター条例施行規則の一部を改正する規則
- (6) 島根県立男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則
- (7) 島根県立島根県民会館条例施行規則の一部を改正する規則
- (8) 島根県立いわみ芸術劇場管理規則の一部を改正する規則
- (9) 島根県立総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則
- (10) 島根県農業技術センター設備機器貸付規則の一部を改正する規則
- (11) 島根県種雄牛精液等譲渡規則の一部を改正する規則
- (12) 島根県畜産技術センター設備機器貸付規則の一部を改正する規則
- (13) 島根県林業・木材産業改善資金貸付規則
- (14) 島根県水産技術センター設備機器貸付規則の一部を改正する規則
- (15) 島根県立産業交流会館条例施行規則の一部を改正する規則
- (16) 島根県立産業高度化支援センター条例施行規則の一部を改正する規則
- (17) 島根県企業立地促進条例施行規則
- (18) 島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則
- (19) 島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

2 施行期日

元号を改める政令の施行の日から施行することとした。

規 則

元号を改める政令の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成31年 4 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第48号

元号を改める政令の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(島根県行政組織規則の一部改正)

第 1 条 島根県行政組織規則（平成18年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「平成32年 3 月 31 日」を「令和 2 年 3 月 31 日」に改める。

(島根県県税条例施行規則の一部改正)

第 2 条 島根県県税条例施行規則（昭和51年島根県規則第16号）の一部を次のように改正する。

附則第10項中「平成33年 3 月 31 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改める。

(島根県県税条例施行規則及び特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例施行規則の一

部を改正する規則の一部改正)

第3条 島根県県税条例施行規則及び特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成31年島根県規則第13号）の一部を次のように改正する。

附則第1項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第4項中「平成31年度の」を「令和元年度の」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分まで」を「令和元年分まで」に改める。

（島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

第4条 島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則（平成31年島根県規則第35号）の一部を次のように改正する。

附則第1項中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改める。

附則第4項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

（島根県中山間地域研究センター条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

第5条 島根県中山間地域研究センター条例施行規則の一部を改正する規則（平成31年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

附則中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

（島根県立男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

第6条 島根県立男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則（平成31年島根県規則第23号）の一部を次のように改正する。

附則中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

（島根県立島根県民会館条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

第7条 島根県立島根県民会館条例施行規則の一部を改正する規則（平成31年島根県規則第24号）の一部を次のように改正する。

附則中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

（島根県立いわみ芸術劇場管理規則の一部を改正する規則の一部改正）

第8条 島根県立いわみ芸術劇場管理規則の一部を改正する規則（平成31年島根県規則第25号）の一部を次のように改正する。

附則中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

（島根県立総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

第9条 島根県立総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則（平成31年島根県規則第26号）の一部を次のように改正する。

附則中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

（島根県農業技術センター設備機器貸付規則の一部を改正する規則の一部改正）

第10条 島根県農業技術センター設備機器貸付規則の一部を改正する規則（平成31年島根県規則第27号）の一部を次のように改正する。

附則中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

（島根県種雄牛精液等譲渡規則の一部を改正する規則の一部改正）

第11条 島根県種雄牛精液等譲渡規則の一部を改正する規則（平成31年島根県規則第28号）の一部を次のように改正する。

附則中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

（島根県畜産技術センター設備機器貸付規則の一部を改正する規則の一部改正）

第12条 島根県畜産技術センター設備機器貸付規則の一部を改正する規則（平成31年島根県規則第29号）の一部を次のように改正する。

附則中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

(島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正)

第13条 島根県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年島根県規則第109号）の一部を次のように改正する。

第6条の2中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

(島根県水産技術センター設備機器貸付規則の一部を改正する規則の一部改正)

第14条 島根県水産技術センター設備機器貸付規則の一部を改正する規則（平成31年島根県規則第30号）の一部を次のように改正する。

附則中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

(島根県立産業交流会館条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第15条 島根県立産業交流会館条例施行規則の一部を改正する規則（平成31年島根県規則第31号）の一部を次のように改正する。

附則中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

(島根県立産業高度化支援センター条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第16条 島根県立産業高度化支援センター条例施行規則の一部を改正する規則（平成31年島根県規則第32号）の一部を次のように改正する。

附則中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

(島根県企業立地促進条例施行規則の一部改正)

第17条 島根県企業立地促進条例施行規則（平成4年島根県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

(島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第18条 島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則（平成31年島根県規則第34号）の一部を次のように改正する。

附則中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

(島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第19条 島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（平成31年島根県規則第10号）の一部を次のように改正する。

附則中「同年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附 則

この規則は、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から施行する。